別紙１

第１章 計画策定にあたって

第１節 計画策定の背景と趣旨

（１）国及び兵庫県の動向

国では、「障害者の権利に関する条約」を2007年９月に署名、2014年１月に批准し、同年２月に発効しました。この条約が掲げる「差別の禁止」と「合理的配慮」の理念を国内制度に反映するため、2011年７月の「障害者基本法」の改正をはじめ、2012年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2013年４月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行されるなど、障害者施策に関する制度改革が進められてきました。

2016年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は2021年５月に改正され、2024年４月から、これまで努力義務とされていた事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が法的義務となりました。

さらに、2024年12月には「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定され、人権啓発や意思決定支援等を含む取組が進められています。

また、医療的ケア児とその家族が、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、2021年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。同法では、国や地方公共団体等の責務を明確にするとともに、医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職防止等を図るため、必要な支援を総合的に行うこととされています。

2023年３月には、2022年に国連障害者権利委員会から示された日本の障害者権利条約の実施状況に関する総括所見（勧告）を踏まえ、障害者施策の基本的な指針となる「障害者基本計画（第５次）」が閣議決定されました。同計画では、障害のある人を自らの意思に基づいて社会のあらゆる分野に参加する主体として捉え、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた取組を推進しています。

また、障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための国の基本的な指針が示されており、2027年度から始まる次期計画に向けて、地域移行の推進や、強度行動障害の状態にある障害者への支援体制の整備など、地域の実情やニーズに応じた、きめ細かな支援体制の構築が求められています。

兵庫県においても、国の基本指針を踏まえ、障害のある人の地域生活を支える基盤の整備を推進しています。現在の「第２期ひょうご障害者福祉計画」及び「第７期兵庫県障害福祉実施計画」は、いずれも2026年度末を計画期間の終期としていることから、2027年度から始まる次期計画の策定に向けた取組が進められています。今後は、地域移行・地域定着のさらなる推進をはじめ、強度行動障害の状態にある障害者や医療的ケア児・者など、地域ごとの多様なニーズに対応できる支援体制の整備が一層重要となります。

（２）本市の取組

これまで本市が進めてきたさまざまなまちづくりの施策は、「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」に基づいて行っています。本条例は、「命は限られている」、「命はつながっている」、「命はつながっている」の３つの視点に立って、まちづくりの基本的な柱や長期目標を定め、一つ一つの取組みを積み重ね、みんなが幸せを感じられる「命への共感に満ちたまち」を創っていくこととしています。

また、当面の12年間で「命への共感に満ちたまち」を実現していくための指針として基本構想を定め、まちの将来像を「小さな世界都市－Local & Global City－」として実現に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている」においては、障害の有無、性別、年齢差、国籍の違い、価値観・文化・習慣の違いなど、多様性を受け入れ、共生するまちを教育、社会、経済、文化などの活動の中で築いていくことを示しています。

さらに、こうした取組みを一層力強く推し進めるため、「子育て」「経済」「安心安全」「集い」「学び」の５つの分野を柱とした「創成５（ファイブ）」に、「ともに未来をつくる行政経営」を加え、「創生５（ファイブ）」＋１（プラスワン）として、市の施策を整理しました。それぞれの分野が互いに連携し、人口減少という共通の課題に立ち向かうとともに、市民の暮らしの安心と地域の持続的な成長を一体的に創り出していくこととしています。

（３）計画策定の趣旨

本市では、障害者施策の推進に努めるとともに、必要とされる障害福祉サービスを確保し、障害者福祉を推進するため、「障害のある人もない人も　共に支え合い　自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～多様性を受け入れる社会をめざして～」を基本理念として、2021年２月に「豊岡市障害者計画」（対象期間：2021～2026年度）を、2024年３月に「第７期豊岡市障害福祉計画」、「第３期豊岡市障害児福祉計画」（対象期間：2024～2026年度）を策定し障害者施策や事業を進め、障害者福祉の向上に努めてきました。一方で、障害者及び障害児の課題は依然としてあり、引き続きニーズに合った施策を着実に推進していく必要があります。

各計画は、2026年度末で終了するため、本市における障害者等の状況等を踏まえながら「障害者計画」及び「第８期障害福祉計画」、「第４期障害児福祉計画」を新たに策定します。

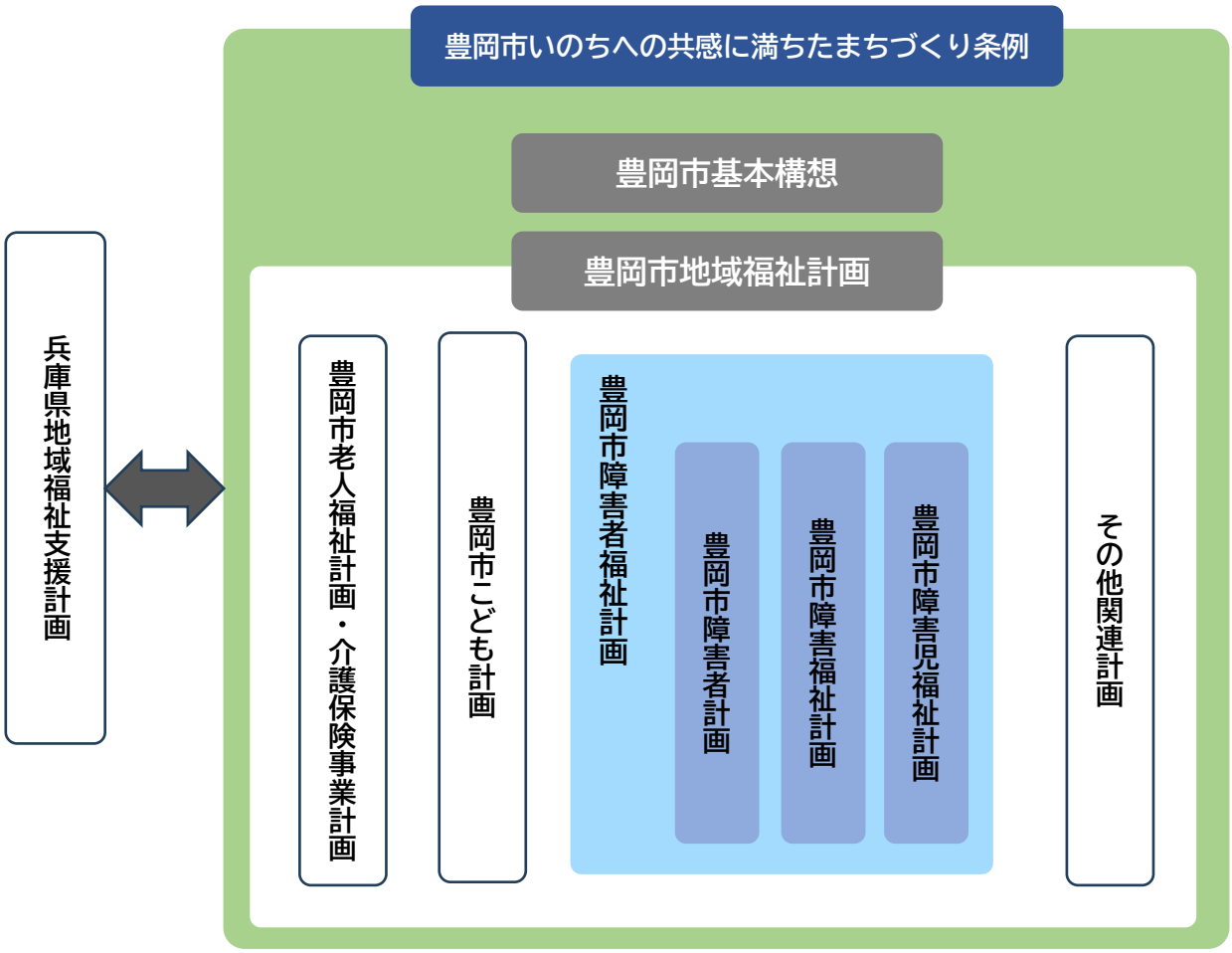
なお、「豊岡市障害者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」及び障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」をあわせたものです。

第２節　計画の位置づけ

「障害者計画」は障害者基本法に定める市町村計画として、「第８期障害福祉計画」は障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画として、「第４期障害児福祉計画」は児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画として、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保策、施策目標などについて規定しています。

また、本計画は、「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、「基本構想」や「地域福祉計画」を上位計画として、個別計画である「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「こども計画」及びその他関連計画との整合性を図りながら推進します。

豊岡市障害者福祉計画　位置づけ



障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
法的位置づけ	障害者基本法に定める市町村計画	障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画	児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画
目 的	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること	障害福祉サービスや相談支援などの提供体制を計画的に確保すること	障害児通所支援や障害児相談支援などの提供体制を計画的に確保すること
主な記載事項	①医療、介護等 ②年金等 ③教育 ④療育 ⑤職業相談等 ⑥雇用の促進等 ⑦住宅の確保 ⑧公共的施設のバリアフリー化 ⑨情報の利用におけるバリアフリー化等 ⑩相談等 ⑪経済的負担の軽減 ⑫文化的諸条件の整備等 ⑬防災及び防犯 ⑭消費者としての障害者の保護 ⑮選挙等における配慮 ⑯司法手続における配慮等	・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 ・各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みと確保のための方策 ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 ・指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項	・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標 ・各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みと確保のための方策 ・指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

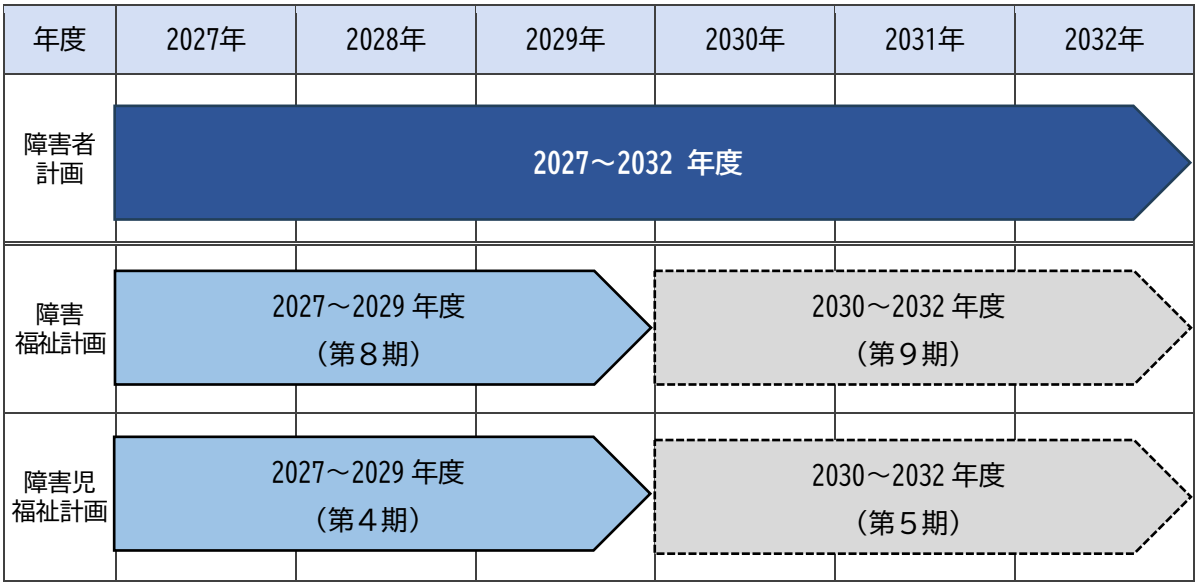
第３節　計画の期間

豊岡市障害者計画は、2027年度から2032年度の６年間を計画期間とします。

また、第８期豊岡市障害福祉計画と第４期豊岡市障害児福祉計画は、2027年度から2029年度の３年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

計画期間



第４節　計画の策定体制

（１）障害者福祉計画策定・推進委員会の設置

計画策定にあたっては、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、関係行政職員など18人で構成された豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

（２）障害者等へのアンケート調査の実施

障害者手帳をお持ちの方などから、計画策定の基礎資料とするために、生活状況や障害福祉サービスの利用状況・意向などを伺いました。

（３）グループインタビューの実施

障害者等の福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画への住民参画のひとつとして、当事者及び家族、支援者等が感じている課題や意見などを直接聞きました。

（４）障害者自立支援協議会の意見聴取

豊岡市障害者自立支援協議会に、本市の障害者支援の現状を踏まえた地域課題や必要な施策などを聴取しました。

（５）パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、計画（案）について、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。